

公益財団法人 大阪タクシーセンター

〒538-0053 大阪市鶴見区鶴見 4 丁目 5 - 9

TEL 06 (6933) 5611 (代表) FAX 06 (6933) 5612

https://www.osaka-tc.or.jp/

編集発行人

田村 充啓

2022. 1 VOL.286

令和 4 年 1 月 1 日発行

## 大阪地域の登録等現況

| 項目          | 特定指定地域<br>(大阪府 A) | 単位地域<br>(大阪府 B) |
|-------------|-------------------|-----------------|
|             | 計 (女性)            | 計 (女性)          |
| 登録運転者数(法人)  | 20,896 (499)      | 2,373 (65)      |
| 運 転 者 証(法人) | 17,156 (390)      | 1,915 (48)      |
| 事業者乗務証(個人)  | 2,520 (20)        | — (—)           |

※令和3年11月末現在

( ) は再掲



## 年頭のごあいさつ

## タクシー業務の適正化・活性化と

## 利用者利便の確保に向けて

公益財団法人大阪タクシーセンター

会長 西岡 信也

新年、明けましておめでとうございませう。

皆様には二〇二二年の新春を清々しく迎えのこととお喜び申し上げます。年頭にあたりまして謹んで新年のご挨拶を申し上げます。

昨年は新型コロナウイルス感染症対策も二年目となり、マスクの着用とアルコール消毒がすっかり日常生活に定着しました。

また、ワクチン接種が進む中、次々と出現する変異株に身構えながらではありますが、リモート会議にも次第に慣れ、アプリ配車やキャッシュレス決済の急拡大など、社会環境の変化に気づかされた一年でもありました。

一方で明るいニュースとしては、無観客での開催とはなりましたが東京オリンピック・パラリンピックが開催されたことや大リーグ大谷翔平選手の活躍が挙げられるところ

## 年頭の挨拶

近畿運輸局 大阪運輸支局長 伊藤 徳男

新年あけまして、おめでとうございませう。

令和四年の年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

まず、始めに新型コロナウイルス感染症蔓延の中で、エッセンシャルワーカーとして国民の生活と安全を支えておられる事業用自動車の運転者、自動車整備士の皆様を始め、自動車業界の皆様

に感謝を申し上げます。

昨年を振り返ると、新型コロナウイルス感染症の蔓延が収束しない中ではありましたが、ワクチンの接種が進んだ事など、秋以降には感染状況が落ち着いてきた状況が続いております。

しかしながら、新たな変異株の感染も報告されており、当面はこのウイルスと共存しながら、状況に応じた社会作りを取り組む必要があると考えております。

各業界におかれましても、非常に厳しい状況が続きますが、当大阪運輸支局においては、最も重要な使命である

ろでしようか。

いずれにいたしましても二年に亘って経済活動が制限され、加えて市民生活やその移動にも支障を来す状況が続きました。

そのような中でタクシー業界は、エッセンシャルワーカーとしての職務を果たすため常に第一線に立ち責務を遂行してこられました。

業界の皆様方のご尽力に対して、あらためて敬意を表します。

センターといたしましても、ウィズコロナ・アフターコロナの到来を意識しつつ、引き続き教室や事務室におけるソーシャルディスタンスの確保や換気など感染防止対策を講じるとともに、職員の感染予防に対する意識強化を図ってまいります。

事業者各位におかれましてもこうした対策にご理解をいただき、来所時における検温の実施並びにアルコールでの手指消毒の励行など、

自動車の安全・安心の確保のため、最大限の努力を行ってまいりますとともに、地域公共交通の維持、確保につくましても、関係者と連携協力し、取り組んでまいります。

以下、具体的な取組について申し上げます。

地域公共交通については、生活交通の維持・確保のためには、令和二年に改正された地域公共交通活性化再生法に基づいて、地方公共団体が自らの地域における公共交通のあり方を検討し、「地域公共交通計画」の策定を進めることが重要です。当大阪運輸支局も、この計画の策定に向けた支援を引き続き実施してまいります。

さらに、複数の交通手段の経路検索、予約、決済などをワンストップで行うことができる「Maas」は、密回避という感染症対策の面でもその重要性が高まっているところです。今後、Maasをはじめとしたスマートシティの実現に向けて各府省と連携し、政府一丸となって取組を推進してまい

ご協力いただきますようあらためてお願い申し上げます。

二〇二二年、センターにおきましては引き続き適正化事業実施機関としての「公平」「公正」「中立」の三原則を旨とし、タクシー業務の適正化・活性化と利用者利便の増進に向けた取り組みを進めてまいります。

指導業務では、輸送秩序確立連絡協議会の議論を踏まえつつ、南北乗車禁止地区及び主要ターミナルにおける輸送秩序の確保に努め、迷惑駐車などの申告に対しても機動力を発揮し対応してまいります。

また、タクシー利用者はじめ地域住民や一般ドライバーからの苦情には的確な対応をもってタクシーに対する信頼を確保し、特に乗車拒否など悪質な案件にあつては行政当局との連携の下、措置要綱に基づき厳正に対処いたします。

研修業務では、バリアフリー研修などコロナ禍の影響が顕著ではありますが、日々研鑽を怠らず、研修内容のさらなる充実化を図ってまいります。

登録業務では、窓口において懇切丁寧で分かり易い対応に努める

ります。

昨年、事業者団体等と連携し新型コロナウイルス感染症感染防止対策と公共交通の維持への理解を要請したところ、大阪府内の多数の自治体から地方創生臨時交付金を原資とした公共交通への支援をいただきました。関係者の皆様に感謝するとともに引き続き連携を深め、地域公共交通の課題に取り組んでまいります。

タクシー事業については、旅客需要が激減する中、一括定額運賃・事前確定型変動運賃、事前確定型ソフトメータ、タクシー相乗り制度という利用者にわかりやすく、タクシーを利用者きつかけとなる新たな制度を設けました。

令和元年十月、大阪で全国初の取り組みとしてスタートした良質な運転者の確保と利用者の利便向上を図るための「優良事業者等評価制度」につきましては、昨年は北摂地区に拡大するなど、関係機関等と連携を図り制度の充実に努めてまいりました。

このように、新制度、新サービスを促進することにより、利用者利便の向上、タクシー事業の適正化に向け取り組んでまいります。

バス・タクシーともに、コロナ禍に

とともに、迅速な事務処理を実践してまいります。

乗場管理業務では、北新地乗禁地区の新様式標板への切り替えは完了しましたが、一方で施設の老朽化対策、なんば高島屋前や御堂筋等の移設計画等課題もあり、引き続き関係機関からの情報収集に努め、利用者利便の増進に貢献してまいります。

総務企画部門では、IT技術を活用した情報システムの構築を重要目標としており、ホームページの充実化を図るとともに利用者アンケートや輸送実績など役立つ情報を正確かつ迅速に発信してまいります。

本年も役職員が一人となつてより一層の組織強化を図るとともに、皆様のお役に立つセンターを目指して努めてまいります。皆様方におかれましては変わらぬご支援ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして良き一年となりますよう、心よりお祈り申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

おけるテレワークの普及やインバウンド旅行者の消滅等により、利用者数が大きく減少しております。

各業種別にガイドラインに基づき、感染症感染防止に取り組んでいるところですが、今後も引き続き地方創生臨時交付金の活用を自治体に要請し、また、積極的に公共交通機関の安全性をPRすることにより、需要回復に向けた取り組みを進めてまいります。

監査業務については、令和三年五月三十一日に処分基準を改正し、健康状態の把握を適切に行わずに健康起因による重大事故を惹起すれば運送事業者に対して行政処分をなすことが追加されました。

また、関係機関と連携を密にし、スピード感を持って監査に取り組み、新型コロナウイルス感染症感染防止対策の実施状況を踏まえ、安全対策や事故防止に向けた指導を行い、利用者の利用促進に繋がるよう努めてまいります。

以上、私の所信を述べましたが、本年も当大阪運輸支局の業務に關し、皆様方の一層のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束と関係の皆様方の安全とご発展を祈念いたしまして、新年の挨拶とさせていただきます。

合同・自主街頭指導を実施

12月22日に大阪運輸支局、タクシ業界団体とタクシセンターによる合同街頭指導、並びにタクシ事業者による自主街頭指導を実施しました。

冒頭、大阪運輸支局齋藤専門官から、日頃の輸送安全確保の取組への謝辞に続き、「経済活動再開へ動き出したところ、タクシ需要の本格的な回復に向け、基本的なタクシサービスの再点検をお願いしたい。」と訓示された後、街頭指導活動へ出発しました。

なお、天満警察署は、今回は諸事情により急遽不参加となりましたが、前回の街頭指導では、小松交通課長から「天満警察署管内では、人身事故の3割がタクシ関連。二重

駐車や交差点周辺での違法駐車をなくし、事故のない安全な地区にしたい。」との意気込みを述べられていました。タクシセンターでは、引き続き関係機関と連携し、合同街頭指導を実施します。運転者の皆さまは、公共交通機関の一員として適正な営業を心掛けてください。



令和3年度「タクシに関するアンケート調査」に寄せられた感想

タクシセンターでは、タクシサービスの向上、利用者の利便増進に役立てることを目的として、毎年タクシ利用者を対象にアンケート形式による意識調査を実施しています。現在、調査結果は集計中ですが、ここではひと足早く、利用者から寄せられた励ましや感謝の気持ちの一例をご紹介します。

なお、調査結果につきましては、2月にホームページにて掲載予定です。

※とても気持ち良く乗せてもらっています。会話の内容に合わせてもらえるのもうれしいです。  
※大阪の運転手さんは比較的近道で早く着くルートを選んでくださり、いつもありがたいです。  
※ゆったりめの車体が出てきて、優しい言葉遣いをしてくれたこと大変有難く思います。皆様が交通事故など会わないようにして健勝で私共に協力していただければ幸いです。

※最近の運転手さんは気持ち良く挨拶してくれる人が多くて安心します。近距離でも快く送ってくれます。  
※全般的に感じが良いドライバーの方が多く、いつも気持ち良く利用しております。ありがとうございます。  
※コロナ禍で大変な状況かと思いますが、タクシは生活に欠かせないものなので、身体に気をつけて頑張ってください。

忘れ物を防ぐために  
注意喚起ステッカーを  
ご活用ください

タクシセンターでは、忘れ物の注意喚起を促す車内貼付用ステッカー（4か国語表記）の配布を行っています。（無料）



指導業務課（業務係）

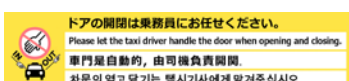
06（6933）5617

こちらでもご活用ください

事故防止のための  
ドア開閉ステッカー  
（4か国語表記）の  
販売をしています。  
（1枚50円）

研修所

06（6933）5616



ご存知ですか？  
登録課編

タクシセンターでは、タクシ運転者の登録申請時に添付する「申請用写真」を撮影できる証明写真機を設置しています。（タッチパネル部分等の接触する箇所は抗菌加工を施しています。）

公益財団法人大阪タクシセンター表彰  
優良運転者表彰対象者の推薦について

昨年末にご案内を差し上げましたが、タクシセンターでは、特定指定地域内に営業所を有するタクシ事業に従事する運転者並びに個人タクシ事業者の皆さまで、タクシ利用者等から特に感謝された行為を称えるとともに、運転者等の接客サービスに係る意識の高揚を図り、もって公共交通機関としてのタクシサービスの向上に資することを目的に顕彰しています。

《表彰対象者》

タクシ運転者として業務に従事中で、下記表彰対象行為のあった運転者並びに個人タクシ事業者で、タクシ事業者または個人タクシ事業者団体からご推薦をいただいた方。

《推薦期限》

令和4年2月1日（火）

《表彰時期》

令和4年4月下旬（予定）

詳細はホームページでもご確認いただけます。

《問い合わせ先》

総務課

電話 06（6933）5611

FAX 06（6933）5612

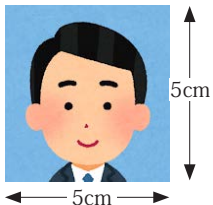
令和3年1月1日から同年12月31日までの行為が対象となります。

（3枚1組 1,000円）

また、一部タクシ事業者様からのご提供で、制服やネクタイ等を備え付けていますのでご活用ください。（除菌済）

受付時間  
・平日9時から16時30分まで  
・土曜日9時から12時まで  
登録課  
06（6933）5615

撮影用に制服等をご提供いただける事業者様は、ご連絡いただけますよう、よろしくお願いいたします。



第41回大阪国際女子マラソン開催に伴う交通規制のお知らせ

第41回大阪国際女子マラソンが令和4年1月30日（日）に開催されます。  
『ヤンマースタジアム長居』から『大阪城公園』を経て、『御堂筋・難波交差点北』を折り返し地点とするコースです。交通規制時間・区間や迂回路を十分に把握しての営業をお願いします。  
詳しくは、『大阪国際女子マラソン』で検索のうえ、ご確認ください。



組織体制の変更について

タクシセンターでは、本年1月1日から指導課と業務課を合併し、指導業務課・指導係・業務係とする組織変更を行いました。

指導係：指導課が担当していました、街頭でのタクシ運転者に対する指導や、一般のドライバー・地域住民の方からのご意見・ご要望の受付を担当します。

業務係：業務課が担当していました、タクシ利用者からの苦情処理や、タクシ車内での忘れ物の受付を担当します。

（指導係）

06（6933）5614

（業務係）

06（6933）5617

表彰対象行為

- (1)利用者に対する親切善行等行き届いたサービスの提供（車内の利用客の忘れ物を利用者等に届けた行為を除く。）により、利用者から特に感謝され、他の運転者等の模範と認められる者
  - (2)交通事故による負傷者や急病人の輸送等、人命救助に協力したことにより官公署から感謝状を授与された者
  - (3)犯人逮捕協力等により警察から感謝状を授与された者
  - (4)その他前各号に準ずる行為により、表彰に値すると認められる者
- ※但し、業務従事中に限る

優良運転者章



優良個人タクシ事業者章

